

## 第53回全国林業後継者大会埼玉県実行委員会 会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この会は、第53回全国林業後継者大会埼玉県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第53回全国林業後継者大会（以下「大会」という。）の円滑な開催準備及び大会運営を行うことを目的とする。

#### (事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な企画及び準備に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 大会の運営に関すること。
- (4) 大会の予算及び決算に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

### 第2章 組織

#### (構成)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員及び監事（以下「委員等」という。）で構成する。

2 委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (委員等の職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、会長のあらかじめ定める順序により、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事を審議する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

#### (委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、第14条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

#### (委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬は支給しないものとする。

2 委員等が、総会に出席した場合及び実行委員会の依頼に応じて旅行した場合には、埼玉県の例に準じて旅費を支給することができるものとする。

### 第3章 総会

#### (総会)

第8条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 大会の企画、準備及び運営の基本事項に関すること。
- (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
- (4) その他大会の開催に関し重要な事項に関すること。

3 総会は、委員等の過半数の出席がなければ、開会し議決することができない。ただし、総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任することができる。

4 総会の議事は、出席した委員等（代理人にその権限を委任した者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者（以下「オブザーバー」という。）の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (会長の専決処分)

第9条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第2項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

### 第4章 事務局

#### (事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、第53回全国林業後継者大会埼玉県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を埼玉県農林部森づくり課内に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、埼玉県農林部森づくり課長をもって充てる。

4 事務局職員は、埼玉県農林部森づくり課職員及び川越農林振興センター職員をもって充てる。

5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則に定めるもののほか、会長が別に定める。

### 第5章 会計

#### (経費)

第11条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

#### (予算及び決算)

第12条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、事務局長が作成し、総会の議決を得なければならない。これを補正する場合も同様とする。

2 実行委員会の事業報告及び収支決算は、事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計処理)

第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計処理に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、埼玉県の財務規則等に準ずるものとする。

## 第6章 解散

(解散)

第14条 実行委員会は、第2条の目的が達成され事業報告を行った後に解散する。

2 実行委員会が解散する場合において有する残余財産は、埼玉県に帰属するものとする。

## 第7章 補則

(補則)

第15条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

1 この会則は、令和5年12月21日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第13条第1項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から令和6年3月31日までとする。

3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費は収支予算案に含めるものとする。

別表（第4条関係）

委員等	所 属	職 名
会 長	埼玉県森林協会	会 長
副会長	飯能市農林部	部 長
副会長	埼玉県森林協会 林業研究グループ部会	部会長
委 員	埼玉県森林組合連合会	専務理事
委 員	一般社団法人埼玉県木材協会	専務理事
委 員	公益社団法人埼玉県農林公社 森林局	林務部長
委 員	埼玉県林業女性会議「結木の会」	会 長
委 員	埼玉県農林部森づくり課	主 査
監 事	公益社団法人埼玉県緑化推進委員会	事務局次長